

京都外国語短期大学 学位規程

(平成 18 年 1 月 28 日制定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び京都外国語短期大学学則（以下「学則」という。）第 23 条第 3 項の規定に基づき、京都外国語短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)

第 2 条 本学において授与する学位は、短期大学士（英語）とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 21 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 学長は、教授会において卒業と認定された者に学位を授与し、学位記を交付する。

(学位の名称の使用)

第 5 条 本学の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「京都外国語短期大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 19 日から施行する。

(平成 20 年 3 月 22 日改正、平成 20 年 7 月 29 日改正)

発行番号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学キャリア英語科所定の課程を修め本学を卒業したので
短期大学士（英語）の学位を授与する

年 月 日

京都外国語短期大学

学長 ○○○○ 印

備考 規格は、A4とする。